

令和 8 年
桜井市農業委員会
9 回
定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 9 月 8 日 (火) 9:30～
2. 開催場所 本庁舎 大会議室
3. 出席委員 20 人
1. 西川 和男 2. 中森 弘祐 3. 鳶岡 孝夫
5. 橋本 和三 6. 榊井 利行 7. 藤本 俊彦 8. 榊原 雅彦
9. 青木 麻美 10. 森岡 安佐子 11. 箕輪 周治 12. 新井 博子

【農地利用最適化推進委員】

1. 榮長 隆治 2. 吉田 俊治 3. 畑中 正美 4. 松田 泰三
5. 島岡 秀次郎 6. 盛岡 通友 7. 上之家 成和 8. 高橋 秀壽
9. 下浦 美裕

4. 欠席委員 4 人

【農業委員】

4. 細田 周作 13. 中畑 博 14. 山本 廣幸

【農地利用最適化推進委員】

10. 辻谷 恵一

5. 議事次第

- | | | | |
|-----|------|---|-----|
| 報告第 | 9 号 | 農地法第4条の届出について | 1 件 |
| | | 農地法第5条の届出について | 1 件 |
| | | 農地の使用貸借の権利に係る合意解約について | 1 件 |
| | | 農用地等使用貸借契約の解除について | 2 件 |
| 議案第 | 24 号 | 農地法第3条申請について | 1 件 |
| 議案第 | 25 号 | 農地法第5条申請について | 2 件 |
| 議案第 | 26 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用
集積等促進計画について | 4 件 |

6. 会議の概要
事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和8年第9回定例総会を開会いたします。

本日は、山本会長並びに中畑副会長が欠席となっております。進行は新井副会長にお願いいたします。

新井副会長

みなさん、おはようございます。当委員会は先月から農地の利用状況調査を行っているところであります。本日は案件審議の後、既に調査を終えた地域からその報告を頂けると思います。遊休農地を増やさないため、現状を把握し管理が出来ていない農地について、今後、草刈指導や意向調査を行っていくこととなります。これから農地パトロールを行う地区については、引き続きよろしくお願いします。

事務局

本日、農業委員の山本委員、中畑委員、細田委員と推進委員の辻谷委員が欠席となっておりますが、出席委員は20名で、総会は成立しております。以降の議事の進行は新井副会長にお願いいたします。

議 長

桜井市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

議 長

【異議なし】

それでは、議事録署名委員は、2番中森委員、3番鳶岡委員にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

事務局

報告第9号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議 長

【報告第9号を議案書をもとに朗読】

ただいまの報告第9号について、ご意見等ございますか。

議 長

【発言なし】

よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。

議 長

それでは、議案第24号「農地法第3条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

農地法第3条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議 長

それでは、巡回していただきました、推進委員2番吉田委員から案件の1番について、ご報告をお願いします。

推進委員2番吉田委員

報告いたします。場所は粟殿で***に位置する農地です。現状は662㎡の半分ぐらいは起こされておりきれいでした。残りの半分についても草刈がされていて問題はありませんでした。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、受付番号1番について推進委員10番辻谷委員からご報告の案件ですが、本日欠席のため事務局より報告をお願いいたします。

事務局

譲受人と譲渡人は***の関係にありまして、***する際に土地の名義が分かれたとお聞きしています。実際の管理は譲受人がされており、実際の耕作者と所有者を合わせようということで、所有権移転に至ったということです。

議 長

ありがとうございました。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議 長

【異議なし】

議 長

それでは、議案第24号、受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議 長

続いて議案第25号「農地法第5条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第25号を議案書をもとに朗読】

農地法第5条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

議 長

それでは、巡回していただきました、農業委員3番鳶岡委員から案件の1番と2番について続けてご報告をお願いします。

農業委員3番 鳶岡委員 9月4日金曜日に事務局2名と吉田委員と巡回を行いました。地図ページ2をご覧ください。該当地は***から***に向かいまして***があり、その隣に***がございまして、ちょうど***に該当地がございます。該当地1番の面積は5反の大きさで、今年は稲作がなされていないため草丈は約50cm程伸びていました。続いて該当地2番ですが、面積は2反程でこちらについては今年は稲作がなされていました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1番と2番の案件について農業委員6番 榊井委員からご報告をお願いします。

農業委員6番 榊井委員 場所につきましては報告していただきましたとおりです。こちらは以前***の**の関係で農振農用地区域でしたが、***が事業を拡大したいということで工場を増設していきたいということから、3年ぐらい前に話がありました。先程も説明させていただきましたとおり、農振農用地区域ですので簡単に転用ができませんでした。そこで、***までに農用地除外申請の手続きを早くしないと、これだけの広い面積ですので規制も厳しく、4月以降についてはハードルが高くなり、農用地除外申請の受付をしていただけない理由もありましたが、***に申し立てをしていただきました。また、該当地には農道があつて水路もありますが、***、桜井市、国土交通省の所有権のある農業用水路ですので、現在***申請中ですが概ねクリアされていると思います。またこれから***もありますので、実際の売買契約は***ぐらいにできればいいかなという話もされていました。また、5反以上の場合、全部転用できないので農地のままにしておかないといけないという規制があることから、次のページのとおりの9人の名義人の***として許可を得ます。そういう意味で、なかなかやっさもっさの中、5条申請に至った背景と事情でございます。以上です。

議長 ありがとうございます。この案件について、ご意見等ございますか。

農業委員11番 箕輪委員 榊井委員から説明をいただき課題が多いなということで、少し局長の方で説明いただきたいのは、農地法に係る以前の手続きの問題、農振農用地の手続き、さらには開発行為の関係、農地の関係とは別の法になりますが、そういった関係の流れについて少し説明をお願いします。

事務局

こちらの案件ですが、当初は***ぐらいの工場敷地ということで開発が上がってきており、農用地の解除も当初、***の面積で除外申請されましたが、補正により農地として残す筆は除外申請から省かれました。解除の方の手続きは、先程、榊井委員からの説明にもありましてとおりすでに終わっており、今回の計画に問題はない状態です。開発については、調整区域で5,000㎡以上の開発は県の許可が下りず、当初の計画では***に行う予定でしたが、5,000㎡に収まる形で今回計画を修正して協議に移っている状況です。そういうこともあり、***の駐車場ですが、当初は***駐車場と計画されていましたが、***できないということで、別案件で***の駐車場としての転用の申請となっております。計画については以上です。

農業委員11番 箕輪委員 ありがとうございます。冒頭榊井委員がおっしゃった話ですが、農振農用地を除外して他に利用するということは、非常にハードルが高いとおっしゃいましたが、その通りだと思います。農地を守っていくという農業委員会としての大きなテーマの中で、今回規制をクリアされたわけですが、少し気になるのは、法が変わってより厳しくなっていますが、合計で9,000㎡の土地を農振農用地を除外をしたがために、他で確保しないといけない法律に厳しく変わったのであれば、市の行政として、農業委員会ではなく農林課の話になると思いますが、桜井市として農地はこれだけ必要であり、これ以上農地が少なくなることはだめだという理屈はわかりますが、どこかで確保しないといけないということについて説明をいただきたいとおもいます。

事務局

正確には農林課で確認が必要ですが、農振農用地除外に伴う代替地は必ず必要で、制度については令和7年度に変更になっており、***の農用地除外については令和6年度中に終了してしまいましたので、こちらについては代替地を求められる前に解除されています。今後、大規模な転用については代替地を確保しなければならないということは当然でてくるかとおもいます。

農業委員11番 箕輪委員 農業委員としての普段の活動の中での認識から言いましたら、頭に入れておかないといけなすぎく大事なことでとおもいますので、農林課にお聞きいただき整理をしていただいて、次回の定例総会に報告いただければありがたいです。

事務局
議長 農林課と調整して報告させていただきます。
議長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議長 【異議なし】
議長 それでは、議案第25号、受付番号1番と2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
議長 【議案第26号について説明】
議長 ありがとうございます。この案件について、ご意見等ございますか。

議長 【異議なし】
議長 それでは、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて、農地利用状況調査についての報告に移ります。1班から順に6班まで報告をお願いします。

各班
議長 【農地利用状況調査について報告】
議長 ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 【発言なし】
議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、農地利用状況調査についての報告を終わります。

議長 以上で、本日の報告事項ならびに議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局
議長 事務局より事務連絡をお願いします。

事務局
議長 【事務連絡】
議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、桜井市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

農業委員会等に関する法律第33条及び桜井市農業委員会総会会議規則第18条の規定により、令和8年第9回総会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 番

議席番号 番

議席番号 番
